

盛岡市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により  
行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 25 年 2 月 14 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
同 藤 尾 善 一  
同 佐 藤 敬 三  
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は都市整備部及び農業委員会事務局である。うち，次の部課等を実地  
監査の対象として監査を実施した。

| 実 地 監 査 対 象 部 課 等                          | 監 査 実 施 年 月 日                  |
|--------------------------------------------|--------------------------------|
| 都市整備部<br>都市計画課，景観政策推進事務局，<br>盛岡南整備課，市街地整備課 | 平成 25 年 1 月 9 日から同年 1 月 17 日まで |

第 2 監査の範囲

平成 23・24 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 24 年度監査実施計画及び監査資料等  
に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の  
対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算  
の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基  
金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正か  
つ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠  
し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，  
その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第 4 監査の結果

事務の執行は，関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基  
づきおおむね良好と認められたが，各課等の一部の事務処理について，別紙に掲げる事

項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

## **I 都市整備部**

### **都市計画課**

#### **【指摘事項】**

- 1 建築許可等に当たり，決裁権者の決裁を得ていないものが5件見られたので，適正な事務の執行を求める。

### **盛岡南整備課**

#### **【指摘事項】**

- 1 公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが1件見られたので，適正な事務の執行を求める。

### **市街地整備課**

#### **【指摘事項】**

- 1 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり，所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務について，時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されているものが5件見られた。当該時間外勤務手当及び休日勤務手当について，返納の手続きを行うことを求める。